

神戸市立北神戸中学校いじめ防止基本方針

令和2年6月30日 改定

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「神戸市立北神戸中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行う。
- 生徒、教職員の人権感覚を高める。
- 生徒と生徒、生徒と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめの未然防止に努め、早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。の5つのポイントに重点を置いて取り組みを進める。

1 「いじめ」とは・・・

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものを言う。

本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 本校の教職員の姿勢

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級経営の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることをさまざまな活動を通して生徒に示す。
- ・生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。
- ・親元を離れ生活している、また、した経験がある生徒に対しても背景を十分に理解したうえで必要な支援を行う。
- ・暴力を伴わないいじめであっても、生命または身体に重大な危険を生じる可能性があることを、常に意識して対応する。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

3 校内体制について

(1) 北神戸中学校いじめ問題対策委員会を設置する。

構成は、校長、教頭、学年総務、生徒指導部長（生徒指導担当）、学年生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラー、学校評議員とする。

(2) いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発などに関するものを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いに十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行う。

4 いじめを未然に防止するために

<生徒に対して>

- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切に、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・生徒自ら、自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に関する活動を支援する。
- ・分かる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の授業や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ・「いじめは決して許さない」という認識を、すべての生徒がもつようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許さない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回以上実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。なお、アンケートについては5年間保存する。
- ・いじめチェックリストを活用し、担任を中心に生徒の状況を複数の教員で観察する。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当たる。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取り組みを進める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・子供たちの豊かな人間性を育むためには、保護者が家庭を安らぎと安心をあたえる場にすることが大切であることを伝える。
- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを各種保護者会，学校だより，ふれあい懇話会，地域での会合などで伝えて，理解と協力を得る。

5 「いじめ」の早期発見について

- ・教育相談週間を定期的に設定し，担任が生徒の悩みを相談できる時間を確保する。
- ・生活ノートを活用し，担任と生徒が安心して心を開き相談できる関係づくりに努める。
- ・教員がカウンセリングを意識して行い，日常の生徒の様子を見守る。
- ・生徒の様子を担当はじめ多くの教員で見守り，気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる生徒には，積極的に声かけを行い，安心感を持たせる。
- ・アンケート調査などを活用し，生徒の人間関係や学校生活などの悩みなどの把握に努め，ともに解決していこうとする姿勢を示して，生徒との信頼関係を深める。

6 「いじめ」の早期対応について

- ・いじめに限らず，困った事や悩んでいることがあれば，誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えを，親身になって聞き，生徒の悩みや苦しみを受け止め，生徒を支え，いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は，管理職に報告するとともに，いじめ問題対策委員会など，校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに，事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え，学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ・再発を防止するため，いじめを受けた生徒・保護者への支援と，いじめを行った生徒への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ・状況によっては，教育委員会事務局，所轄警察署，少年サポートセンター等と連携して対処する。

7 特別な支援を必要とする生徒への配慮

特別支援学級に在籍する生徒，もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。

また，個々の生徒を尊重する教育の推進のため，特別支援学級と通常学級との交流を進める。

8 保護者・地域との連携

- ・保護者、P T Aの組織と連携し、また神戸っ子応援団「NKD北神戸サポーター」などと情報交換を随時行う。
- ・地域や校区内の小学校と連携して地域会議を開催し、地域・学校からいじめを撲滅するための取り組みを進める。
- ・P T Aや地域の会合などで、学校でのいじめの現状や取り組みを発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

9 関係機関との連携

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・犯罪行為などが認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局などと連携した対応をする。
- ・その他、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携も積極的に行う。

10 いじめ事案への対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんととる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- ・いじめられた生徒を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月の間継続し、かついじめを受けた生徒本人及びその保護者が心身の苦痛を感じなくなるまで、粘り強く見守りを続ける。
- ・いじめた生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い相手の思いや自分の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。さらに、いじめた生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応も検討する。
- ・教育委員会事務局に事実関係を報告する。
- ・いじめの重大事態が発生した場合は、発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。
- ・いじめの重大事態とは
 - (1) いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・事実関係を明確に把握したのち、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。